

平成23年10月 横浜市からのお知らせ

「泉区和泉町第一次地区の住居表示」について 地元説明会を開催します

泉区和泉町第一次地区について、泉区和泉町住居表示検討委員会で住居表示実施に伴い新設する町の案がまとまりました。

つきましては、次のとおり説明会を開催し、泉区和泉町第一次地区の住居表示についてご説明しますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。

■ 内容

- (1) 住居表示制度について
- (2) 新町界・新町名案について
- (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

①	【日時】 平成23年11月12日(土) 【会場】 和泉第一町内会館 (泉区和泉町741番地4)	19時から ※定員70名
②	【日時】 平成23年11月13日(日) 【会場】 下和泉住宅自治会館 (泉区和泉町633番地1)	14時から ※定員100名
③	【日時】 平成23年11月16日(水) 【会場】 下和泉青少年の家 (泉区和泉町1324番地)	19時から ※定員40名
④	【日時】 平成23年11月19日(土) 【会場】 下和泉地区センター (泉区和泉町1929番地6)	13時から ※定員75名
※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。 ※ それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の会場にご参加ください。 ※ 会場の場所は、裏面の地図をご覧ください。 ※ 会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。		

【問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示係
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045(671)2320 FAX:045(664)5295
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp

第一次地区の住居表示について

1 住居表示とは…

住居表示とは、地番を用いて表していた住所を、規則的に付けた「街区番号」及び「住居番号」による表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区では、同番地が多く、飛び番地があるなど、住所が分かりにくくなっています。そこで、平成24年秋に住居表示実施を予定しています。

※住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

【実施前】横浜市 泉区 和泉町 ○○○○番地 ○○○

【実施後】横浜市 泉区 ^{しもいずみ}下和泉○丁目 ○○番 ○○号
新町名 街区番号 住居番号

2 新町名案について…

平成23年8月に実施したアンケート結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で、『^{しもいずみ}下和泉一～五丁目』を選択しました。

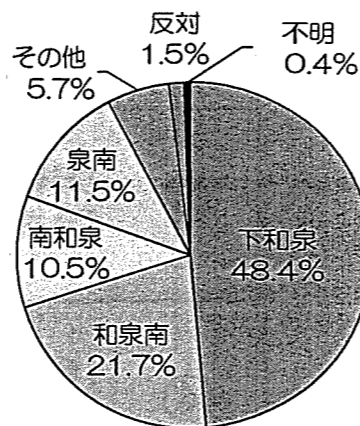
＜アンケート結果＞ 新町名に関するアンケートにご協力いただきありがとうございました。

町名候補	^{しもいずみ} 下和泉 (○丁目)	^{いずみみなみ} 和泉南 (○丁目)	^{みなみいずみ} 南和泉 (○丁目)	^{せんなん} 泉南 (○丁目)	その他 の町名	反対	不明	回答 総数
回答数(枚)	397	178	86.5	94.5	47	13	4	820

※町名候補を複数選択している回答は、按分して集計しています。

【新町名案選択理由】

^{しもいずみ}「下和泉(○丁目)」は、2番目に回答の多い町名候補の約2倍の回答がありました。また、「施設名(公園、交差点、バス停等)に使用されており親しみがある」というご意見が多数寄せられました。このため、この新町名案を選択しました。



3 住居表示実施に伴う新しい住所の通知

住居表示実施に伴い、住所の表し方が変わります。

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約1か月前に「通知書」でお知らせします。

4 皆様の住所等の変更手続

区役所・電気・水道・ガス等の書類は、市からの依頼で変更されますが、皆様に手続をしていただくものもあります。詳しくは、右ページをご覧ください。

5 その他

- (1) 郵便物は、実施後数年は、旧住所のままでも配達されます。
- (2) 実施後は郵便番号も変わります。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。
また、学校名や公園等の名称についても変更はありません。

住所等の変更手続について

1 住所等の変更手続が必要ないもの

次に挙げるものは、区役所等で住所等の変更を行いますので、手続は不要です。

1	住民票
2	印鑑登録証明書
3	戸籍[地区内に本籍がある方](町名のみ変更し、地番は変更しません)
4	その他、区役所で保管している公簿(税に関するもの等)
5	横浜市国民健康保険証等をお持ちの方 旧住所のままでも、医療機関で使用することができます。次回更新時に新住所の保険証をお送りしますが、泉区役所保険年金課にお持ちいただければ、住所欄を書き換えて再交付します。
6	東京電力・水道・東京ガス・NTT(固定電話)・NHK
7	横浜市立小・中学校及び保育園に通っている方
8	電子証明書(公的個人認証)
9	パスポート

2 住所等の変更手続が必要な主なもの(変更手数料は原則無料です)

次に挙げるものは、住所等の変更手続が必要です。

住所等の変更手続には、住居表示実施の約1か月前にお送りする「通知書」や、実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」をご利用ください。
また、実施日以降に泉区役所戸籍課で、住所が変更になった方へ「住居表示変更証明書」や、本籍が変更になった方へ「土地の名称等変更証明書」を無料で発行します。


1	不動産をお持ちの方 登記簿の表題部(所在)は、法務局が変更します。地番の変更はありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の所在地またはその役員の住所が変更となる場合 会社などの法人は、本店、支店の所在地またはその役員の住所が地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所で変更登記をしてください。
3	運転免許証をお持ちの方
4	自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方 自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方は自動車検査証、軽四輪自動車をお持ちの方は軽自動車届出済証の「所有者・使用者の住所」欄の変更と「使用の本拠」欄の変更は、通常の場合、車検・売却等の際に届出をしていただければ結構です。
5	厚生年金・国民年金を受給されている方や、受給されていない60歳以上の方
6	金融機関、郵便貯金、保険会社と取引や契約がある方
7	携帯電話をお持ちの方
8	住民基本台帳カード(写真付き)をお持ちの方
9	横浜市立小・中学校及び保育園以外に通っている方

3 住所変更を知人等にお知らせするために

住所変更のお知らせができる送料無料のハガキを各世帯50枚お届けする予定です。

住所等の変更手続については、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

泉区和泉町第一次地区 新町界・新町名案
(地元説明会 会場案内図)

新町界案 
※和泉町第一次地区では
5つの町を新設します
新町名案 **下和泉〇丁目**

